

茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 事前意見について
(茅ヶ崎市児童クラブ 第3ブロック)

1. 評価できる点

- 指定管理者として、下記に示す各種取組、活動内容等を総合評価すると、申請者は、今後とも指定管理者として適正な管理を遂行できるものと評価します。
 1. 施設が、児童を対象とするものであることから、きめ細かく問題の特性を考慮した取り組みや研修内容についても計画的に取り組んでいる。
 2. 平成16年以来、指定管理者としての学童保育事業活動の成果が反映された各種マニュアルや各種社内規定が制定されて、定めた活動の実績もしっかりフォローされている。
- 職員の地域雇用を積極的に行っている点
- 省エネ対策への配慮を行っている点
- 予備費対策ができています
- 求められた提案項目のすべてに対して、何らかの提案を行っている点
- 危機管理マニュアルなどの規定類や賃金台帳などの帳簿類が整備されている点
- 職員に対する研修などを実施している点
- 危機管理マニュアルや人事関係書類などがきちんと整備されている。
- ブロック内すべてのクラブが統一のマニュアルを利用しているので管理がしやすくなっている。

2. 改善を要する点

- 職員の退職金に関する規程において「試用期間中の取扱」が一般職員には判断できない表現となっていると思われる。労働契約書で各人ごとに明記しているので、職員給与規程に、その旨明記しておいてはいかがですか（短時間職員の退職金は、短時間職員給与規程に「不支給」と明記し労働契約書にも明記している）。
- 平均勤続年数が5年未満であり、より長期雇用に向けた取組みに期待します。
- 第3・第4クラブと同じ提案内容をしている箇所が数多くある点
- 収支計画について、規定・実績に基づく見積となっており、より効率的な運営による収支改善に向けた努力が十分になされていない点
- 多くの規定等について、膨大な量であり、その内容が実際の職員に理解されているか、疑問がある点
- 全体的に統一したマニュアル化が図れているために、個々のクラブの特色や細かい点が評価資料に表れない。
- 保護者や子供たちに対する利用者アンケートなどの実施をして、その結果を報告資料に含めて頂けると良い。

3. その他

- 職員を対象として、児童を保育することによる業務上の精神的ストレスなどの緩和を目的に研修や産業保健健康相談員との定期的面談を実施されていたようですが、研修活動については平成 26 年度までで中止し、平成 27 年度以降は実施なく、平成 28 年度以降の計画にもないようですが何か別の形でも活動を追加されてはいかがですか。
- 施設の日常点検については、記録として残し、職員間での情報の共有化につとめて下さい。
- 「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書」のうち、平成 26 年度における表中 2 の【利用状況】において、年間平均出席率が第 3 及び第 4 ブロックの各児童クラブ一律 68%になっています。指定管理者事業報告書平成 26 年版に示されている「利用クラブの利用状況」 2 に示されている利用児童状況の出席率と比較しても一致しません。第 3 及び第 4 ブロックすべてにクラブで同率というのは誤りではないでしょうか。